

## 2 民間給与関係資料

## 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

本委員会および人事院

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 407 事業所

#### イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

上記（3）のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により 10 層に層化し、統計的手法に則って各層から 108 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 11 表のとおりである。

#### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

#### ウ 調査実人員

初任給関係 229 人（うち行政職に相当する調査実人員 200 人）、初任給関係以外の調査職種 4,508 人（うち行政職に相当する調査実人員 4,028 人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、27,234 人であり、行政職に相当するものは 21,772 人である。

### (5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	87	28	40	19
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	6	3	0	3
製造業	44	10	26	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	12	6	4	2
卸売・小売業	5	1	2	2
金融・保険業、不動産業	2	1	1	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	18	7	7	4

(注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が21事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	212,037	211,173	214,218	196,666
	短 大 卒	183,744	190,000	185,900	177,500
	高 校 卒	179,153	184,033	181,657	167,500
新 卒 技 術 者	大 学 卒	228,519	226,101	229,088	228,333
	短 大 卒	184,860	202,807	180,000	—
	高 校 卒	180,052	176,181	180,309	192,200
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	220,700	220,894	221,295	217,777
	短 大 卒	184,220	195,124	182,360	177,500
	高 校 卒	179,846	177,671	180,591	181,222

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

### 第13表 職種別給与額等

公民給与比較の職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
支店長	3	52.0	520,807	0	520,807	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	3	51.3	696,528	0	696,528	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	132	52.9	583,709	8,423	575,286	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	76	53.6	624,892	105	624,787	同上
事務部次長	58	52.9	536,036	6,734	529,302	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
技術部次長	20	53.8	516,837	933	515,904	同上
事務課長	246	49.6	485,021	9,558	475,463	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
技術課長	291	49.7	558,450	12,762	545,688	同上
事務課長代理	96	46.2	419,206	25,720	393,486	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	42	47.4	498,112	31,590	466,522	・ 同上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・技術関係職種	事務係長	307	44.6	399,813	45,650	354,163	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係の長</li> <li>・ 係長級専門職</li> </ul>
	技術係長	378	47.5	507,568	74,742	432,826	同上
	事務主任	290	41.8	410,420	51,200	359,220	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長等のいる事業所における主任</li> <li>・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者</li> <li>・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任</li> <li>・ 中間職(係長一係員間)</li> </ul>
	技術主任	270	43.0	458,926	66,976	391,950	同上
	事務係員	874	38.1	289,535	24,914	264,621	
	技術係員	942	37.8	348,674	39,498	309,176	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 採用あり	初任給の改定状況		
		増 額	据置き	減 額
		大 学 卒	32.4	(56.2)
高 校 卒	33.4	(69.2)	(30.8)	(0.0)

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
51.4	48.6	57.9	42.1

第 16 表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況および扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		割 合
家族手当制度がある		85.5%
配偶者に家族手当を支給する		74.1%
子に家族手当を支給する		85.5%
家族手当制度がない		14.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,235円
	配偶者と子1人	17,016円
	配偶者と子2人	21,858円
	子 1 人	9,446円
	子 2 人	18,176円
	子 3 人	26,865円

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 または見直すことについて検討中	11.8%
税制および社会保障制度の見直しの動向、他の民間 企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によ っては、見直すことを検討	13.4%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	74.8%

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第17表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
88.5	(41.4)	(6.5)	(44.1)	(8.0)	11.5

(注) ( )内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線または在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
100.0	(38.9)	(0.0)	(50.1)	(11.0)	0.0

(注) 1 新幹線または在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ( )内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。